

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第6回）要点記録

1 日時

令和4年12月14日（水）12時57分から14時18分まで

2 場所

議会会議室

3 出席者

- ・司 会 上田議会事務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、竹尾議員、汐田議員、東影議員、苦瓜議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、小林総務部長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【報告】

司 会 | はじめに、森議員のご逝去に伴い、日本共産党議員団選出議員は、苦瓜議員に変更となったことを報告する。

【市議からの要望等に係る録音の取扱い】

司 会 | 10月18日に、議員側だけで、議会としての方針について意見調整を行った結果について報告をお願いします。

議 員 | 9月28日に開催された議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第5回）で、総務局から配付された案に基づいて協議を進めた。

協議の結果、録音の対象と起点以外は、概ね、当局の示す取扱い内容で各会派とも異論はなかった。

しかしながら、録音の対象と起点については、口頭注意等を機に録音を行うとする会派と、理事者側の判断に委ねるとの意見も含め、初めから録音を行うという会派があり、結果として、議会の統一した見解を取りまとめることができなかった。

録音の起点等については、理事者側からの意見も聞きながら、今後、どのように取扱うのか、調整を行いたい。

職 員 | 市長、副市長とも相談したが、前回の説明から変更はない。

録音を最初からとする理由としては、要望等を正確に記録するためだけではなく、不当要求行為の該当性の判断、証拠能力、抑止効果、職員の事務負担の軽減もある。注意喚起後の録音では十分な効果は期待できない。

また、録音の可否を各職員が判断することは公平・公正性を欠く恐れもある。

議 員 | こちらの意見も変更はない。

市長、副市長の意見が変わってないということで、歩み寄りも検討すべきと思うが、ほかの会派の意見はどうか。

議 員 | 注意喚起を受けてからという意見は変わっていない。

総務局長の意見もよく理解はできるが、試行的にやるとか、段階的にやるとか、折衷案はないか。最初から録音することは会派に持ち帰って説明ができず、厳しい。

- 議員 今回の不当要求行為については、議員側と当局側のそれぞれに問題があった。姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）で協議がなくても録音することができるという規定されている以上、最初から録音することについて、良いとか悪いとか議員側が言うのはおかしい。正しく記録を残すという職員の立場もあり、音声記録はしっかり残してほしい。
- 議員 録音があつたりなかつたりしたことが問題を複雑にした要因なのでは。
- 議員 ずっと同じことを言っているが、職員が録音するなら、してもらって結構だ。
- 議員 その上で、職員が業務上で負担がかからないような運用を考えてほしい。
- 議員 録音は最初から当然するべきだ。
- 議員 面談するときには録音する習慣づけがないと、後になってから録音を忘れていたということがあり得る。
- 議員 この会議の目的は、不当要求行為の再発防止であるため、録音は最初からお願いしたい。ただし、隠し撮りではなく、視覚的にも録音しているのが分かるような運用をしてほしい。
- 職員 不当要求行為と感じ口頭注意をしてから録音するならば、職員の感じ方の問題や、そもそも途中から録音を始める勇気を職員が持つかどうか疑問である。
- 職員 口頭注意は不当要求行為のおそれがあるからすることになるので、不当要求行為の可能性のある行為が録音できていない。そうすると録音する意味がなくなるため、実務において必要性がある。
- 議員 今回の不当要求行為も全件録音していれば生じなかったととらえてもよいか。
- 職員 録音することを明示していれば声を荒げることはなかった可能性はある。
- 職員 記録が残っていれば不当要求行為が立証されるため、同行為に対する証拠能力としての効果はある。
- 議員 職員倫理規則第8条第2項で職員は録音することができるとなっている。途中から録音することが難しいことはよく分かったので、会派に帰って説得してもよい。
- 議員 総務局の説明も理解できる。歩み寄ってもよいと思うが、会派の議員の納得を得ることは困難である。折衷案を出していただければありがたい。
- 職員 録音をするのであれば、最初からしかない。最初からは譲れない。
- 議員 了解した。会派に帰って説得する。
- 司会 市議会議員からの要望については、当局からの提案どおり、全件記録することとし、折衝の最初から録音することを確認する。
- 職員 運用は当局が示した通りでよろしいか。
- 議員 （異議なし）
- 職員 録音データを行政文書として取り扱う規定の変更をする必要があるため、スタートの時期は改めて示したい。
- 職員 スタートは来年度からになると思う。
- 職員 文書管理に関する規定や予約方法のフローなども併せて示したい。

【要望等に係る全件記録に特別職を含めるか】

司 会 10月18日に、議員側だけで、議会としての方針について意見調整を行った結果について報告をお願いします。

議 員 特別職の取扱いについては、市長及び副市長とも記録を行う対象に含めないという会派と、理事者側の判断に委ねるとの意見も含め、市長と副市長の両方を対象にするという会派があった。その結果、統一した見解を取りまとめることができなかった。

一方で、前回の会議で、理事者側から市長の取扱いについて最終的な調整が出来ていないとのものであったので、公務と政務との取扱い等も含めて、理事者側の検討結果を詳しく聞いてから、その対応方針を踏まえ、最終的に判断したい。

再度、理事者側から、市としての対応について説明をお願いします、その結果も踏まえ協議を進めたい。

職 員 市長以下で何回か検討した。考え方の要点をまとめた資料を配付する。
(資料に基づいて説明)

議 員 当局案でよい。

議 員 一貫して特別職には市長も含まれると主張してきた。
市長を例外にすると、市長のところに穴が開いて抜け道になってしまう。政務と公務を区別する必要はないという考えである。

議 員 市長も含めて記録すべき。切り分けが難しいのであれば、すべて記録してほしい。

議 員 理事者側に任せる。市長は含めず、副市長のみを対象とする当局案でよい。

議 員 副市長も政務的なことを言われる可能性があるので全件記録の対象としないとしていたが、当局案でよい。

議 員 先程配付された資料に書いてあるとおり、市長は政治家である。要望をどう裁くかも政治家の判断であるから、当局案でよい。

議 員 基本的には当局案でよい。
市長が必要と認めた場合とは、どのような場面を想定しているのか。

職 員 公務上の話で、明らかに不当要求行為があれば記録する。必要に応じて記録を取る場合があるということである。

議 員 会派として市長や副市長に要望に行った場合でも担当局長は同席している。当局案で大丈夫である。

司 会 市長の記録を取る場合、録音はするのか。

職 員 不当要求行為が続くと録音する必要がある。その他の可能性としては、明らかに不当要求行為があるとか、未然に防止する必要があるとあるとかである。事前に縛る必要はないと考えている。

議 員 通常の要望であれば音声の録音も記録の作成も問題ないと思う。
ルールがなくても不当要求行為については記録を取るという話が出たが、職員と同様に記録を残すのが抑止力に繋がるのではないか。

議 員 この協議会では、不当要求行為を起こさないための方策を考えている。市長に対する要望等を原則記録しないとすると、そこが穴になる。公表するしないは別にして記録は取るべきである。

- 職員 政務であれば職員が同席しない場合もある。副市長についてはかなりの負担が生じる上で全件記録をすると決めた。市長については問題になっていないことも含めて原則記録しないこととしたい。
- 議員 副市長は不当要求行為にさらされていた。そのことを理由に例外をつくるのは違う。
- 職員 総務局で特別職に対する要望等を記録する制度のある都市に聞き取り調査をしたところ、実績は皆無であった。市長要望に同席する部局が処理しているのかもしれないが、規定はあるが運用されていないのが実態ではないのか。
- 再発防止策は実効性のあるものを考えている。市長は、庁舎内にいる時間だけが公務ではなく、24時間年中公人である。規定を作れば必ずやらないといけませんが、現実には不可能である。
- 議員 市長が記録を取る議員と取らない議員が出るのではないのか。
- 職員 市長は要望を受ける側である。市議が政治倫理基準に基づいて要望すれば不当要求行為は発生しない。発生する前提で議論するのではなく、今後の市長、市議と、人が変わったとしても運用できる実現可能な制度として考える必要がある。
- 議員 要望記録が残らなければ、市民は判断できない。
- 職員 ルールがあっても記録に書くか書かないかはその時の市長のモラルである。ルールがあれば記録が出てくるといえるのは理想論である。
- 議員 議員も規定上は不当要求行為をしないことになっている。実現不可能なルールをつくるのは問題かもしれないが、問題が起きたから話をしているのであり、厳しいルールを作っていないのではないのか。
- 職員 今回の件に市長は関与していない。まずは副市長の全件記録に取り組み、市長が不当要求の温床になるなど不十分と判断すれば、次の実効性のある対応を取る。
- 議員 今回の問題であっても前市長が不当要求行為を受けたか明らかになっていない。否定できない闇の部分であるかもしれないが、市長を記録の対象外とする判断には、折れて了承してもよい。
- 議員 当局の発言で理解が進んだ。市役所の中だけでも記録を取ればという思いもあるが、副市長は全件記録の対象とすることで取り組みが前に進むのであれば、当局案でよい。
- 司会 市長は対象外、副市長は全件対象とし、問題があれば再度検討するというところでよろしいか。
- 議員 はい。
- 司会 当局の示した案を進めることを確認する。
- 職員 具体的な案についてはまた示したい。

【議員による不当要求行為を認定した場合の対応】

- 司会 10月18日に、議員側だけで、議会としての方針について意見調整を行った結果について報告をお願いします。
- 議員 まず、不当要求行為に認定された場合の対応として、6月27日に開催された議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第4回）において、「対象議員が自ら議長に報告

する」ということで確認された。

今回は、その報告を受けた議長が、対象議員への議会の措置をどういう手続を経て決めていくのかということについて協議した。

協議の結果、報告を受けた議長は、事案の状況等を踏まえ、議会の措置を協議する機関を議会運営委員会と調整し決めることが適当であるとなった。

協議する場としては、議会運営委員会や政治倫理審査会、その他にも特別委員会が想定されるが、さらに詳しく調査する必要がある場合や、新たな違反行為等がある場合など、状況に応じた対応が必要であり、議会運営委員会に諮り、協議する機関を決定することが適当であるとの結論であった。

司 会 この件に関しては、議会側の対応となるが、特に理事者側から何か意見はあるか。

職 員 姫路市議会議員政治倫理条例を踏まえて検討し、議会で判断されたということであるから、判断を尊重する。

司 会 先ほど、説明のあったとおりの運用で対応していくということを確認する。

【その他】

司 会 当初に予定していた協議事項5項目については、協議が終了した。

次の協議項目は、当初の予定では専門委員からの提言についてであったが、提言の主なものについては、これまでの協議の中で概ね終了している。この際、新たに、議員の方から何か方策について提案等があればお願いしたい。

議 員 全件記録について、最初から録音することで合意したが、職員と議員と世間話をするなどコミュニケーションをとることもある中で、職員は日常的に録音機を持って議員に対応するのか。

職 員 要望でなければ、今までどおり録音しない。要望案件であれば、複数職員の対応及び録音準備のため改めて日程調整をしてほしい。

議 員 微妙なところもあると思うが、個々で対応がバラバラにならないように全職員に周知してほしい。議員の側も徹底したいと思っている。

職 員 職員側は徹底させたい。お互いにやっていけたらよい。

議 員 性善説に立つことが前提だと思うが、不誠実な職員もいる。その職員に対して叱責する議員もいるかもしれないが、叱責も不当要求行為だとすると、どう対応したらよいか。

職 員 言ってもらった方がいいが、感情に任せて怒りをぶつけると不当要求行為となる。本人が駄目なら上司に言ってほしい。

議 員 予算執行のルールを遵守してほしい。ルールを逸脱しても見つからずに済んでしまうというのが、不当要求行為に応じる要素の一つではないか。

外から指摘する仕組みや監査の仕組みが弱っているのではないかと思う。内部統制の仕組みを整えるとか、監査事務局の人員を増やして全ての機関の監査を行うとか、考えてほしい。

職 員 監査については総務局では判断ができないが、第三者的に見る監査を踏まえると内部統制は十分に機能するように仕組みやルールを変更した部分もある。しっかり機能するようにやっていきたい。

議 員 共同協議会で決定した内容について全議員に対して内部研修する場が必要ではないか。
司 会 議会事務局として、議員向けの研修会を開催したい。
司 会 予定していた協議事項以外に各会派として議論したい提案等があれば、12月28日までに議
会事務局に申し出てほしい。提案等があれば、協議会を新年に開きたいが、なければこれで終
了したい。

職 員 当局としては追加で議論したい案件はないが、協議会で決定した内容の具体的な取り組みや
日程を周知したい。

司 会 提案等がなくても年明けに1度、共同協議会を開催するという事でよろしいか。
一 同 (了承)

議 員 この共同協議会で得られた結論をどうにかたちで議長へ報告するのか。議会運営委員会に
なるのか。

司 会 特別委員会での提言を受け、当局との合意の基にできた協議会であるから、議長には報告す
べきだと考えている。
議会事務局では議長が方針を発言する場も必要だと考えている。議会運営委員会になるかど
うかは、非交渉会派の議員もいるため、検討させてほしい。